

但シ會社ヨリ小切手ヲ以テ支拂フ要ケタル今ハ爭議團ニ於  
テ現金引換ノ際直チニ支拂コト

一會社ハ爭議團ニ爭議費トシテ金二千四百三十八円スルコト

一會社ハ本覺書所定ノ金額ヲ昭和六年五月二十二日午後立時  
迄ニ當ニ河島工場ニ於テ支拂コト

但シ右金額中金八千四百八昭和六年六月九日支拂期日ノ小  
切手ヲ以テスルコト

一會社ハ職工扶助組合解散ニ引續キ左ノ既定ニヨリ原形等止  
ヲ制定スルコト

入社後一年未満八日給十五日分

以上一年ヲ増スコト二ヶ月分ヲ加フ

右退職手當ハ昭和六年十月一日ヨリ實施ス

一貨金値下ハ有サルコト

一交替作業ハ有サルコト

一現行短縮時間制ノ旧ニ復スルコト

一爭議團ハ會社ノ前記金額ヲ支給シタレ特ハ直チニ解散スルコト

一従業員ハ昭和六年五月二十二日ヨリ工場就業スルコト

一従業員ハ今回争議終了解決シタレニ就テハ今後會社諸規  
定遵守スルハ勿論銳意會社ノ發展ヲ期シ社内ノ親善ヲ計ル

二ト

昭和六年五月二十一日

東京建鉄株式會社

取締役

田島一郎

従業員代表

赤垣高雄

争議團長

小松鉢太郎

河東金属部

石橋寛一郎

三河島警察署長

以上